

訪問型サービス(独自)サービスコード表

R3.4～ 旭市

サービスコード		サービス内容	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費(独自) (Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費(独自) (Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費(独自) (Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	訪問型サービス費(独自) (Ⅳ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 268単位 ※1月の中で全部で4回まで	268	
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型サービス費(独自) (Ⅴ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 272単位 ※1月の中で全部で5回から8回まで	272	
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	訪問型サービス費(独自) (Ⅵ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 287単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	287	1回につき
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	訪問型サービス費(独自) (短時間サービス) 事業対象者・要支援1・2(20分未満) 167単位 ※1月につき22回まで	167	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10 %減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15 %加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15 %加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15 %加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10 %加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10 %加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10 %加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5 %加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5 %加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定の単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定の単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定の単位数の 55/1000 加算	1月につき
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定の単位数の 63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定の単位数の 42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定の単位数の 1/1000 加算	

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※令和3年9月30日までの間は、訪問型独自サービスⅠ～Ⅵ、短時間サービスについて、所定単位数の1/1000に相当する単位数を加算する。